

- 対内直接投資審査における**省庁横断的な体制を強化し、経済安全保障上のリスクへの対応強化を図るため、対日外国投資委員会を創設。**
- **財務省(制度所管)・NSS(安保の総合調整)を共同議長、外務省・経産省・防衛省を主構成員**とし、**その他事業所管官庁がメンバーとして参加。**外国投資家のリスク属性等に係る情報については**情報コミュニティとの連携も強化。**
- **局長級を主たる構成員**（平常事務は課長級で処理）としつつ、**必要に応じて関係閣僚の参加**を得て開催。
- 対日外国投資委員会で扱う案件は、①**投資先の日本企業の業種や保有技術**（例：コア業種に該当するか）、②**外国投資家の属性**（例：外国政府との関係）、③**外国投資家の投資の態様**（例：取得する議決権の割合）等に基づき総合的に判断。

